

平成20年12月22日

各 位

株式会社 福岡銀行

不祥事件の発生について

この度、福岡銀行におきまして、下記の不祥事件が発生いたしました。

金融機関の社会的・公共的な役割から、高い信用と倫理観を求められるべき福岡銀行の職員が、かかる不祥事件を発生させたことを、深く反省いたしております。

また、日頃からご支援とご愛顧を賜っておりますお客様、地域の方々ならびに関係の皆様方に対しましては、心からお詫び申し上げます。

記

1. 事件の概要

当行職員（福岡県内の支店勤務、30歳代、派遣パートタイマー）が、平成19年5月から平成20年12月にかけて、定期預金を作成すると偽って現金を預るなどの手口により、知人から約5百万円を着服していたことが判明しました。

本件は、被害者の方から照会をうけ、内部調査を行った結果、判明したものです。

なお、着服金につきましては、事故者から全額弁済が行われております。

事故者につきましては、派遣元である福銀オフィスサービス株式会社において本日付けで懲戒解雇処分としております。

また、本件につきましては、既に警察への通報を行っております。

2. 今後の対応

引き続き教育・研修の充実・強化に努めますとともに、信頼回復に向けて、全力で取り組んでまいります。

以 上